

第2章 法律の対象

本手引きにおいては、主に、フロン排出抑制法における、第一種特定製品の管理者(以下「管理者」という。)、第一種特定製品の廃棄等実施者が講ずべき措置を中心に説明する。

そのため、第2章においては、1.において「フロン類」について、2.において「第一種特定製品」について、3.において「管理者」について、4.において「廃棄等実施者」について、説明する。

また、関連する内容として、5.において一部の管理者が該当する可能性がある「第一種特定製品整備者」について、6.においてその他の関係主体について説明する。

1. フロン類

法第2条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

フロン類の種類

施行規則第1条

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格 817 に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第8条、第9条、第41条（第44条において準用する場合を含む。）、第49条、第51条、第52条、様式第1、様式第3及び様式第4においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

【概要】

フロン排出抑制法が対象とするフロン類とは、①オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（CFC（クロロフルオロカーボン）及び HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、オゾン層保護法で特定物質として規制されている物質）及び②オゾン層は破壊しないものの、温室効果の非常に高いフロン（HFC（ハイドロフルオロカーボン）のうち、地球温暖化対策推進法において温室効果ガスとして規制されている物質）である。

これらのフロン類の具体的な物質名は、第6章 p.82 のとおりである。また、特にことわりのない限り、本手引きにおいて「フロン類の種類」とは、「冷媒番号別の種類」であり、国際標準化機構（ISO）の規格 817 に基づき、環境大臣・経済産業大臣が告示で定めるものである（第6章 p.83 参照）。

2. 第一種特定製品

法第2条

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

【概要】

第一種特定製品とは、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

上記の定義をそれぞれの要素に整理すると、以下の①～④のすべてに当てはまる機器のことを指す。

- ①エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器（冷凍冷蔵機能を有する自動販売機を含む。）である。
- ②業務用として製造・販売された機器である。
- ③冷媒としてフロン類が充填されている。
- ④第二種特定製品ではない。

【解説】

① エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器

エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器のそれぞれの基本的な考え方は以下の表 1 のとおりである。また、日本標準商品分類における分類（表 4 参照）を参考に判断する。それでもなお、判断に迷う場合は、当該機器の製造業者に確認する。

表 1 エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方

分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するための機器 (労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調(対人空調)」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。)
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、 <u>対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器</u>

② 業務用として製造・販売された機器

業務用として製造・販売された機器とは、一般消費者が日常生活に使用するために製造・販売された機器以外の機器をいう。

使用等する機器が「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断される。例えば、一般住居で使用されている“業務用として製造、販売された機器”は第一種特定製品に該当し、オフィスで使用されている“家庭用として製造、販売された機器”は、第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については、家電リサイクル法の対象となる。（詳細は第5章8.(2) p.77 を参照）

表 2 業務用の機器と家庭用の機器との見分け方

① 室外機の銘板、シールを確認する。 ・平成 14 年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された業務用冷凍空調機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量等が記載されている。 ・それ以前に販売された業務用冷凍空調機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われていることもある。 ② 機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。	など
---	----

③ 冷媒としてフロン類が充填されている

フロン類とは、1. で記述したとおりである。

そのため、NH₃(アンモニア)、CO₂(二酸化炭素)、水、空気、HFO(ハイドロフルオロオレフィン)など、“フロン類以外”を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器(ノンフロン機器)は、第一種特定製品には該当しない。

④ 第二種特定製品

第二種特定製品とは、自動車(自動車リサイクル法の対象のものに限る。)に搭載されたエアコンディショナーのうち、乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するものをいう。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。

したがって、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備(カーエアコン)であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。カーエアコンが搭載されている自動車が自動車リサイクル法の対象に当たるかどうかについては、第5章8.(1) p.77 を参照。

また、冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットは、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当するため、注意が必要である。

表 3 <参考>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)(抄)

第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。 一 被けん引車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。) 二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。) 三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。) 四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車 2～7 (略) 8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。 9～17 (略)

エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類6： 中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類する。

表 4 第一種特定製品の種類

	分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー		
	562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であつて、 二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
	56212	鉄道車両用エアコンディショナー
	56213	航空機用エアコンディショナー
	56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
	5622	ユニット形エアコンディショナー
	5623	除湿機
	562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
	5629	その他の空気調和機
	5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		
	5612	コンデンスユニット
	5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
	5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
	5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
	5634	製氷機
	5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
	5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
	56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)
	56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
	5639	その他冷凍冷蔵機器
	5641	ヒートポンプ式給湯器
	5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
	5659	その他冷凍機応用装置
	58111	飲料自動販売機
	58112	食品自動販売機
	84481	ワゴン(搬送車)

第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は次のとおりである。

表 5 第一種特定製品の設置場所別の種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア	全 体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、 果物屋、食料品、 薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	パッケージエアコン(GHP 含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機など)
	航空機	航空機用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、 被牽引車

3. 管理者

法第2条

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

- 一 フロン類使用製品を使用すること。
- 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
- 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という。)

【概要】

「管理者(フロン類使用製品の所有者その他使用、整備発注及び廃棄等を管理する責任を有する者)」とは、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動(費用の負担の判断等)をとることができる者」である。具体的には、製品の所有者その他適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当の判断をすること等を行える者を指す。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となる。

ここでは、p.21 で後述する「管理者判断基準」の遵守、p.46 で後述する漏えい量の算定・報告が必要な管理者について解説する。また、p.52 で後述する「第一種特定製品の整備の発注者」も、ここで説明する管理者のことを指す。

【解説】

① 管理者

管理者の基本的な考え方は次のとおりである。

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となる。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となる。

※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たる。

※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となる。

② 例外に該当する事例

例外に当たる具体的な事例として、リース及び割賦販売等がある。既に以下のような内容を含む契約等を締結している場合には、管理者の責務は使用者にあると考えられる。

表 6 機器の使用者(乙)が管理者とされている例

乙は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、当該機器が損傷等したときには、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示し、それらに必要な費用や体制の手当ての判断をすることの責任を担います。この場合、甲(所有者)は何らの責任も負いません。

(参考)リース、レンタル、割賦販売における一般的な考え方

一般的に、所有者と使用者が異なるケースは、第一種特定製品が、リースやレンタルで使用される場合が多いと考えられる。

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な保守・修繕責務の所在(=管理者の判断方法)を示す。

- ①一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース等)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされている。

表 7 リースによる機器の保守・修繕の責務

リース物件の保守・修繕について

- ✓ リース物件の保守・修繕については、リース会社は責任を負わず、ユーザー負担となります。ゆえに、契約に当たり慎重を要する所以です。
- ✓ リース契約では、ユーザーの費用負担で物件の保守・修繕を行うことが義務付けられていますが、実際にはユーザーとサプライヤー(またはメンテナンス会社)との間で保守契約を締結し、ユーザーがリース料とは別途に毎月の保守料を支払って、物件の点検、整備、故障の修理等をしてもらうことによりこれに対処することになります。

出典 中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei003.html>

- ②一般的に、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、所有者側にあるとされている。

表 8 レンタルによる機器の保守・修繕の責務

レンタルは、レンタカーやベビー用品、観葉植物など、不特定多数の人が使える物件が対象となります。ユーザーはレンタル会社の在庫のなかから物件を選択します。短期間の賃貸借で、物件の保守・修繕義務はレンタル会社が負います。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構 http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

- ③一般的に、割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様と見なされることから使用者側にあるとされている。

表 9 割賦販売における機器の保守・修繕の責務

割賦販売とはいわゆる分割払い(クレジット)での販売のことで、代金を一定期間に分割して支払う販売形態です。割賦販売は支払い形態が違っただけで通常の売買契約と同じです。物件はユーザの資産となり減価償却しますが、割賦料金を完済するまで所有権は留保されます。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構 http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

このほか、ビルや船舶などで、第一種特定製品が使用された機器等の運転・管理が他者に委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能である。

また、区分所有や共有によりビルなどを共同所有している場合には、話し合い等を通じて管理者を1者に決める必要がある。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【概要】

「第一種特定製品廃棄等実施者」とは、第一種特定製品の廃棄等を実施する者をいう。なお、法人として所有する機器については、当該法人が「廃棄等実施者」となる。

【解説】

「廃棄等」とは

「廃棄等」とは、次の2つのことをいう。

- ① 機器そのものを廃棄すること
- ② 機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として利用(再資源化)することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡すること

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しない。

「第一種特定製品廃棄等実施者」として実施すべき措置の詳細については、第4章 p.59 を参照されたい。

5. 第一種特定製品整備者

法第6条 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者(使用済自動車再資源化法第2条第12項に規定するフロン類回収業者をいう。第29条第1項第2号及び第71条第2項において同じ。)、第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第3条第項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

【概要】

「第一種特定製品整備者」とは、第一種特定製品の整備を行う者をいう。

【解説】

① 第一種特定製品整備者に該当する場合

第一種特定製品整備者には、専門業者として機器の整備を行う者だけでなく、機器の所有者や使用者であって、自ら整備を行う者も含まれる。

冷凍・冷蔵倉庫や食品工場の製造プロセスなどでは、第一種特定製品の管理者自らが機器の整備を実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、当該管理者自体が「第一種特定製品整備者」となる。

第一種特定製品整備者は、整備に際し、フロン類の充填又は回収が必要な時は、第一種特定製品へのフロン類の充填・回収の委託をする等、第3章3. p.52 に詳述する対応を取る必要がある。

② 「整備」の範囲

機器の整備とは、機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいう。

そのため、本法律が対象としている「整備時の充填」には、工場生産時の冷媒充填は含まれないが、現場設置時の機器・配管等への冷媒充填は含まれる。

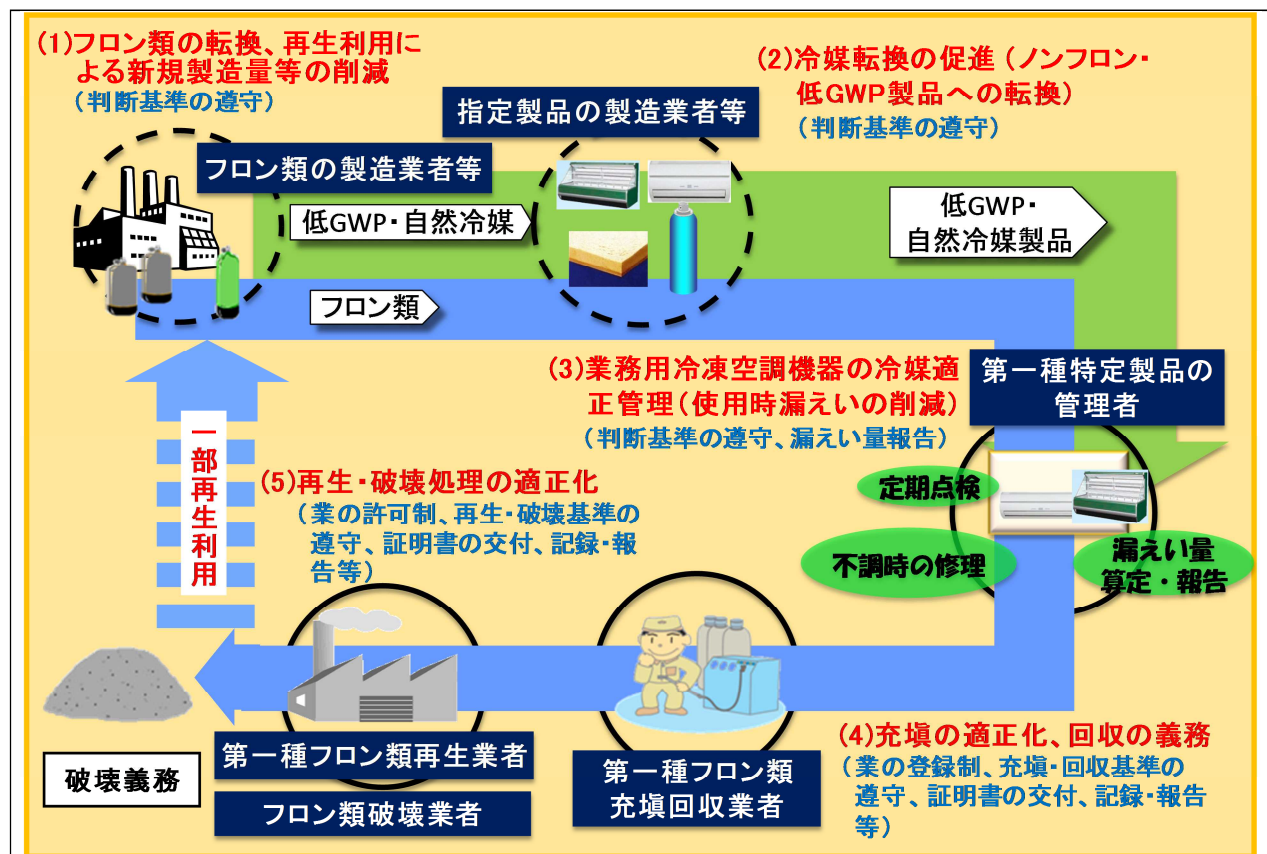
表 10 整備の範囲

工場生産時の作業	…	整備ではない
↓		
現場設置時の作業	…	整備
↓		
使用中の修理時の作業	…	整備
↓		
廃棄等の作業	…	整備ではない

6. その他の関係主体

フロン排出抑制法では、フロン類のライフサイクルの各段階の主体が対象とされている。

図 4 フロン排出抑制法で位置づけられている主体



① フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等

「フロン類の製造業者等」とは、フロン類の製造・輸入等を業として行う者をいう。また、「指定製品の製造業者等」とは、指定製品(第5章7. p.74 参照)の製造・輸入等を業として行う者をいう。

フロン類の製造・輸入量の削減やフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進等の取組が求められる。

② 第一種フロン類充填回収業者

「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種特定製品に対して、冷媒としてフロン類を充填や回収することを業として行う者として、都道府県知事の登録を受けた者をいう。

フロン回収・破壊法では、第一種フロン類回収業者としていたが、フロン排出抑制法では、回収に加え、充填行為についても一定の基準に基づいた取組が行われるよう、業規制の対象とされた。その背景は、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填(補充)についても、専門知識を有しない者によって適正な充填がなされない場合に、①充填時にフロン類が大気中へ排出される、②適正量を超過した量の充填(過充填)を原因として製品の不具合・破損が生じ、フロン類が漏えいする、③必要な確認を怠り整備不良の状態の機器へ充填することにより、結果として充填フロン類が機器から漏えいする、等の問題が発生しているためである。

(詳細は、別途発行する「充填回収業者等に関する運用の手引き」を参照。)

③ 第一種フロン類引渡受託者

「第一種フロン類引渡受託者」とは、第一種特定製品廃棄等実施者から、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を、第一種フロン類充填回収業者へ引渡しすることを委託された者をいう。

具体的には、第一種特定製品の廃棄物としての処理や再生品としての譲渡を受けた、建物解体業者や廃棄物処理業者、金属スクラップ業者が該当する。

管理者(廃棄等実施者)との関係については、第4章(2) p.63 を参照されたい。

④ 特定解体工事元請業者

「特定解体工事元請業者」とは、建築物等の解体工事を発注しようとする管理者(特定解体工事発注者)から、直接当該建設工事を請け負おうとする建設業者をいう。

管理者(特定解体工事発注者)との関係については、第5章4. p.69 を参照されたい。

⑤ フロン類を運搬する事業者

フロン排出抑制法においては、フロン類の運搬基準の遵守等の規定が定められている。同規定は充填回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。

⑥ 第一種フロン類再生業者

「第一種フロン類再生業者」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

フロン回収・破壊法において、回収されたフロン類は、第一種フロン類回収業者から逆有償で引き取った者がみだりに放出することがないよう、原則として国の許可を得た破壊業者が破壊しなければならないとし、その他は第一種フロン類回収業者が自ら再利用すること等が例外的に認められていたのみであった。

しかし、適正性を担保する限りにおいてフロン類の再生を認めるという観点から、フロン排出抑制法においては、再生について新たに業規制を導入し、国の許可業者や、一定の要件を満たす第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の再生を行えることとした。

⑦ フロン類破壊業者

「フロン類破壊業者」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。